

第5章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するための役割と連携

がん対策を総合的かつ計画的に推進していくに当たっては、予防から検診、診断・治療に至るまで、がん患者を含めた関係者がそれぞれの役割分担を明確にし、相互に密接な連携を図り、一体となって取り組むことが必要です。

がん患者を含めた県民、医療機関等、行政の担う役割分担を踏まえ、相互に連携のとれたサービスを提供していきます。

1 医療機関

(1) がん診療連携拠点病院

自ら専門的な医療を提供するとともに、一般医療機関への情報提供、診療支援など、本県における中心的ながん診療機能を担います。

- 専門的ながん医療を行う医師、薬剤師、看護師を対象とした研修の実施
- 他の医療機関に対するがん医療に関する情報提供、症例相談、診療支援の実施
- 相談支援センター等によるがん患者及び県民へのがんに関する正しい知識の普及啓発、がん患者及びその家族の不安や疑問に対する相談支援の実施

(2) 地域がん診療病院

集学的治療等を提供するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供します。なお、自施設だけで提供できない場合は、グループ指定を受けたがん診療拠点病院との連携により中心的ながん診療機能を担います。

- 他の医療機関に対するがん医療に関する情報提供、症例相談、診療支援の実施
- 相談支援センター等によるがん患者及び県民へのがんに関する正しい知識の普及啓発、がん患者及びその家族の不安や疑問に対する相談支援の実施

(3) 地域がん診療連携推進病院

「がん診療連携拠点病院に準じる病院」として、がん患者にその状態に応じた適切な医療を提供するとともに、地域のがん医療の中核的な役割を担います。

- 拠点病院が実施する地域におけるがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断及び緩和ケア等に関する研修への協力及び参加
- がん診療及びがんの予防・早期発見等に関する情報提供
- がん患者の療養上の相談支援、地域の医療機関等からのがん医療の連携協力体制の事例に関する情報収集及び提供

(4) 一般医療機関

がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、地域がん診療連携推進病院と連携して適切な医療を提供します。

- がん医療に関する専門的な知識、技術を習得するため、各種の研修に積極的に参加
- がんに関する正しい知識の普及啓発
- がん患者及びその家族の不安や疑問に対する相談支援

(5) 在宅医療関係機関

がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、地域がん診療連携推進病院、一般医療機関と介護保険サービス機関が連携して、がん患者の在宅における適切な療養支援サービスを提供します。

- 医師、看護師、薬剤師、介護関係者等の関係者によるネットワークの整備
- 在宅支援診療所等のかかりつけ医と入院医療機関との連携体制の構築
- 医療機関と介護保険サービス機関等による連携体制の構築
- 在宅がん患者の訪問看護に従事する看護師の育成や確保
- 業務内容に応じた専門的な研修を実施

2 医療保険者等

(1) 検診機関

質の高い検診を提供します。

- 精度管理，効果的な検診方法の導入
- がんに関する正しい知識の普及啓発
- 検診受診率向上のための受診促進

(2) 医療保険者等

被保険者及び被扶養者に対し，がんの予防，検診の受診促進を図ります。

- がんに関する正しい知識の普及啓発
- がん予防のための生活習慣の改善
- がんの早期発見のための検診の受診促進
- 異常所見指摘後の保健指導，医療機関受診勧奨

3 行政

(1) 県

医療機関，検診機関，医療保険者，国の機関，教育関係者等と連携し，広域的な視点からのがん対策を推進します。

- がん対策推進計画の策定，推進
- がん診療連携拠点病院の指導
- 検診機関の精度管理の状況把握，評価，指導
 - ・生活習慣病検診管理指導協議会
 - 胃がん・子宮がん・肺がん・乳がん・大腸がん・肝がん・がん登録の各部会
- がんに関する正しい知識の普及啓発
- がん患者の就労支援や職場環境の整備

(2) 市町村

健康増進法に基づくがん検診を実施します。

- 精度の高いがん検診の実施
- がんに関する正しい知識の普及啓発
- がん予防のための生活習慣の改善
- がんの早期発見のための検診の受診促進

4 県民

がんを正しく理解し，がんの予防に努めるとともに，医療従事者と協力して治療を進めるなど，主体的かつ積極的な活動に努めます。

- がん予防のための生活習慣の改善
- がんの早期発見のための検診の受診
- 医療従事者とのよりよい人間関係の構築

<資料 1>

徳島県がん対策推進計画～目標一覧～

1 全体目標

目 標	期 限
がんによる年齢調整死亡率（75歳未満）の減少 （ 人口動態統計による人口10万人対 平成27年73.0 ）	6年以内
科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	6年以内
がん患者本位のがん医療の実現	6年以内
がんになっても尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	6年以内

2 分野別個別目標

項 目	説 明	期限	現況	目標	備考
(1) がんの予防					
① がんの予防（1次予防）					
成人喫煙率の減少 (県民健康栄養調査)	成人の喫煙率について、男性18%、女性3%への減少	6年以内	男性25.5% 女性 4.0% (H28年)	18% 3%	
受動喫煙の機会の有する者の減少 (県民健康栄養調査)	行政機関、医療機関	6年以内	行政 6.6% 医療 5.6% (H28年)	0% 0%	
	職場		31.2% (H28年)	受動喫煙の無い職場の実現	
	家庭		7.2% (H28年)	3%	
	飲食店		43.5% (H28年)	17%	
禁煙宣言事業所の増加(県民健康栄養調査)	禁煙宣言事業所の増加	6年以内	1,207事業所 (H29.10)	増加	
HPVワクチン接種のあり方についての検討及び普及啓発	HPVワクチンの接種のあり方について国の動向に基づく検討及び正しい知識の普及啓発の実施	6年以内	—	検討及び普及啓発の実施	
肝炎ウイルス検査数の増加	肝炎ウイルス検査数の増加	6年以内	236,322人 (延数) (H27年度末)	増加	

肥満（BMI 25以上）の割合の減少（県民健康栄養調査）	男性（20～60歳代） 女性（40～60歳代）	6年以内	男性 32.5% 女性 20.3% （H28年）	28% 19%	男性 女性
食塩摂取量の減少（県民健康栄養調査）	総数（20歳以上）	6年以内	9.7g （H28年）	8g	
野菜摂取量（平均値）の増加（県民健康栄養調査）	総数（20歳以上）	6年以内	316g （H28年）	350g	
果物摂取量（100g未満の者）の割合の減少（県民健康栄養調査）	総数（20歳以上）	6年以内	53.1% （H28年）	30%	
運動習慣者の割合の増加（県民健康栄養調査）	男性（20歳～64歳） 女性	6年以内	男性 26.2% 女性 24.5% （H28年）	36% 33%	男性 女性
	男性（65歳以上） 女性	6年以内	男性 31.7% 女性 45.5% （H28年）	58% 48%	男性 女性
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少（県民健康栄養調査）	男性 女性 （1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者）	6年以内	11.5% 6.1% （H28年）	減少	

② がんの早期発見、がん検診（2次予防）

がん検診受診率の向上（国民生活基礎調査）	がん検診を受診する人の割合の増加 （肺がん・大腸がん・乳がんは40歳～69歳、胃がんは50歳～69歳、子宮がんは20歳～69歳、胃がん・乳がん・子宮がんは2年以内に受診している者の受診率） ※H28は40～69歳、子宮がんのみ20～69歳	6年以内	胃がん 34.8% 肺がん 41.2% 大腸がん 33.5% 乳がん 33.8% （※41.3%） 子宮がん 31.1% （※39.0%） （H28） ※2年以内に受診している者の受診率	50% 50% 50% 50% 50%	
精密検診受診率の向上（地域保健・健康増進事業報告）	がん検診による要精密検診者のうち、精密検診を受診する人の割合を100%	6年以内	胃がん 86.9% 肺がん 89.1% 大腸がん 76.2% 乳がん 91.9% 子宮がん 83.8% （H28年度）	すべての部位 100%	
精度管理の推進（地域保健・健康増進事業報告）	各部位ごとの「がん検診チェックリスト」による精度管理の評価結果のB評価（おおむね満たしている）以上の市町村数の増加	6年以内	胃がん 18市町村 肺がん 18市町村 大腸がん 18市町村 乳がん 18市町村 子宮がん 19市町村 （H28年度）	増加	

③ 職域のがん検診

職域におけるがん検診受診率の向上 (国民生活基礎調査)	職域でがん検診を受診する人の割合の増加	6年以内	胃がん 19.5% 肺がん 25.6% 大腸がん18.2% 乳がん 11.3% (※13.1%) 子宮がん8.8% (※12.3%) (H28) ※2年以内に受診している者の受診率	増加	
民間企業等との連携	徳島県がん検診受診促進事業所数の増加	6年以内	39 (H29年10月1日時点)	増加	

(2) がん医療の充実

① がん医療提供及び連携体制の整備

チーム医療体制の整備	すべての拠点病院等にチーム医療の体制を整備	6年以内	すべての拠点病院および推進病院	継続	
地域連携クリティカルパスの導入促進(がん診療連携拠点病院現況報告)	拠点病院と地域連携クリティカルパスを整備している連携登録医療機関の増加	6年以内	2,810機関 (登録機関延べ数) (H28年)	増加	
がん周術期の口腔管理実施医療機関数の増加	がん周術期の口腔管理実施医療機関数の増加	6年以内	7施設	増加	

② がん診療連携拠点病院等取組の充実

地域連携クリティカルパスの整備	拠点病院において、罹患数の多いがんの地域連携クリティカルパスを整備	6年以内	—	整備	
がん治療の成績等がんに関する医療情報の提供	拠点病院においてがん治療の成績をはじめとしたがんに関する医療情報の積極的な提供	6年以内	—	積極的な提示	

③ 小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん

小児がんの医療連携	小児中核病院や中四国の小児がん拠点病院を中心とした小児がんの医療連携の整備	6年以内	—	整備	
AYA世代の医療連携	小児がん医療科と成人診療科の連携によるAYA世代のがんの医療連携の整備	6年以内	—	整備	
高齢者のがんの医療提供	高齢者のがん治療の指針(策定予定)にもとづいたがん医療の提供の整備	6年以内	—	整備	

④ がん登録

院内がん登録の増加(徳島県医療施設機能調査)	院内がん登録を実施している医療機関の増加	6年以内	27か所 (H28年)	増加	
DCO率の減少	地域がん登録の推進によるDCO率の低下	6年以内	7.9% (H25年)	減少	
全国がん登録指定診療所の増加	全国がん登録における県が指定する診療所の増加	6年以内	29診療所 (H29年)	増加	

⑤ がんゲノム医療

がんゲノム医療の提供体制の整備	中四国に設置される中核拠点病院との連携によるゲノム医療の提供体制の整備	6年以内	—	整備	
-----------------	-------------------------------------	------	---	----	--

(3) がんとの共生

① がんと診断された時からの緩和ケア

緩和ケアの基本的な知識の習得	がん医療に携わるすべての医療従事者が習得	6年以内	797名 (H28年度末)	すべての医療従事者	(累計)
拠点病院の緩和ケアの基本的な知識の習得(拠点病院調査)	拠点病院におけるがん診療に携わる緩和ケア研修修了者の割合(修了者数/がん診療に携わる医師数・初期臨床研修2～3年目を含む)	6年以内	88.6% (H29年6月末時点) (修了者数173人/医師数534人)	100%	
専門的な緩和ケアの質の向上	緩和ケアの質を向上させる専門的な医療従事者の増加	6年以内	緩和医療専門医1名、緩和医療暫定指導医4名、緩和ケア認定看護師11名等 (H29年)	増加	
緩和ケアチーム等の専門的な緩和ケア提供体制の整備(徳島県医療施設機能調査)	拠点病院を中心に緩和ケアを迅速に提供できる診療体制の整備、緩和ケアチームや緩和ケア外来などの専門的な緩和ケアの提供体制を整備	6年以内	緩和ケアチームのある医療機関 24 (H28年)	増加	

② 在宅医療の充実

在宅療養支援の充実(四国厚生支局)	在宅療養支援(機能強化型)である24時間対応の在宅支援病院・診療所の増加	6年以内	16か所 (H29年10月1日時点)	増加	
悪性腫瘍患者の在宅ターミナルケアの対応の充実(徳島県医療施設機能調査)	悪性腫瘍患者の在宅ターミナルケアに対応した病院・診療所の増加	6年以内	105か所 (H28年)	増加	
訪問看護の充実(県長寿いきいき課調査)	訪問看護ステーションに従事する看護職員の増加	6年以内	434名 (H29年10月1日時点)	増加	

③ がんに関する相談支援及び情報提供						
相談支援、情報提供の充実	拠点病院等における相談支援センターのがん患者に対する相談支援、情報提供の充実	6年以内	4,495件 (H27年)	充実	相談件数/年	
ピアサポート体制の充実	がん患者団体等によるピアサポート体制の充実	6年以内	93名 (H28年度末)	充実	(累計)	
④ がん患者の就労を含めた社会的な問題						
がんを理解のある社会づくりを進めるための啓発推進	がんを理解のある社会づくりを進めるための啓発の推進	6年以内	—	啓発の推進		
⑤ ライフステージに応じたがん対策						
ライフステージに応じたがん対策の推進	ライフステージに応じたがん対策の推進	6年以内	—	充実		
(4) これらを支える基盤の整備						
① がん診療に携わる専門的な医療従事者の育成						
がん専門の医療従事者の増加	拠点病院等において、がん専門の医療従事者の増加	6年以内	がん治療認定医 H29:149名 がん薬物療法専門医 H29:11人 放射線治療専門医 H29:8人 がん看護専門看護師 H29:3人 がん化学療法看護師 H29:9名 がん性疼痛看護師 H29:4名 がん薬物療法認定薬剤師H29:9名 がん専門薬剤師 H29:5人 がん病態栄養専門管理栄養士 H29:6人	増加		
がん専門医の配置についてわかりやすく提示できる体制整備	拠点病院等のがん専門医の配置についてわかりやすく提示できる体制を整備	6年以内	拠点病院等で整備	提示体制の整備		
がん医療従事者研修の受講者の増加	拠点病院が実施するがん医療従事者研修の受講者の増加	6年以内	9,192名 (H28年度末)	増加	(累計)	
② がんの教育・がんに関する知識の普及啓発						
健康教育実施校の増加	がんを含めた出前健康教育の実施校の増加	6年以内	84か所 (H28年度末)	増加	(累計)	

がん対策基本法

平成19年4月1日施行
最終改正：平成28年12月16日

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びにがん対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師等及び事業主の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 2 がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を受けられることができるようにすること。
- 3 がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。
- 4 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けられることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。
- 5 それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。
- 6 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。
- 7 国、地方公共団体、第五条に規定する医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。
- 8 がん患者の個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(医療保険者の責務)

第5条 医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診（その結果に基づく必要な対応を含む。）に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第7条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第8条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、がん対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 がん対策推進基本計画等

(がん対策推進基本計画)

第10条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。

5 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

8 第3項から第5項までの規定は、がん対策推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第11条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、がん対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はがん対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

(都道府県がん対策推進計画)

第12条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県がん対策推進計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であってがん対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

第1節 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予防の推進)

第13条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん検診の質の向上等)

第14条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん検診によってがんに罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、前2項に規定する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 がん医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第15条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法、緩和ケア（がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。第17条において同じ。）のうち医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第16条 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立研究開発法人国立がん研究センター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第17条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること、がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活（これに係るその家族の生活を含む。以下この条において同じ。）の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第18条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者（その家族を含む。第20条及び第22条において同じ。）に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第2条第2項に規定するがん登録（その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下この項において同じ。）、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するものとする。

第3節 研究の推進等

第19条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項並びにがんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。

3 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第4節 がん患者の就労等

(がん患者の雇用の継続等)

第20条 国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者における学習と治療との両立)

第21条 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第5節 がんに関する教育の推進

第23条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 がん対策推進協議会

第24条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第10条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第25条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 協議会の委員は、非常勤とする。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月16日法律第107号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

徳島県がん対策推進条例

平成22年3月30日施行

徳島県条例第11号

改正：平成28年1月1日

(目的)

第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、適切ながんに係る医療(以下「がん医療」という。)を提供する体制の整備を促進するとともに、がんの治療のみならず、がんの予防及び検診によるがんの早期発見に資するため、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を県民とともに推進することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、がん対策に関し、国、市町村、医療機関並びにがん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体との連携を図りつつ、本県の地域の特性に応じたがん対策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保健医療関係者の責務)

第3条 がんの予防及び早期発見の推進又は医療に従事する者(以下「保健医療関係者」という。)は、県及び市町村のがん対策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び身体に悪影響を及ぼす生活環境等がんの罹患の要因を排除するための正しい知識を学び、がんの予防に注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めなければならない。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第5条 県は、関係機関と協力し、がんの予防及び早期発見に資するため、次に掲げる施策を推進するよう努めるものとする。

- 1 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響を考慮したがんの予防のための普及啓発
- 2 多数の者が利用する施設における禁煙その他の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)の防止のための措置の促進
- 3 市町村等と連携した県民のがん検診の受診率の向上のための施策
- 4 がん検診に携わる医療従事者の資質の向上を図るための研修の機会の確保
- 5 効果があるがん検診等の最新の医療に関する情報の収集及び提供
- 6 前各号に掲げるもののほか、県内におけるがんの予防及び早期発見のために必要な施策

(女性特有のがん対策の推進)

第6条 県は、女性に特有のがん及びそのがんの発生頻度が高い年齢を考慮し、がんの予防に関する正しい知識の普及及びがん検診の受診率の向上のための啓発を行うものとする。

(医療従事者の育成及び確保)

第7条 県は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療に関する情報の提供)

第8条 県は、全ての県民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、がん診療連携拠点病院等(厚生労働省が定める指針に基づいて、厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院をいう。以下同じ。)をはじめとするがん診療に携わる医療機関の診療に係る情報の収集及び提供に必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録等の推進)

第9条 県は、がん対策の充実及びがん医療の質の向上に資するよう、がん登録(がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第110号)第二条第二項に規定するがん登録をいう。以下同じ。)及びがん登録

により得られた情報の活用 of 推進のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、前項の施策に、がん登録により得られた情報がその利用目的の達成に必要な範囲を超えて用いられることがないようにする等がん患者に係る個人情報の保護が適切に講じられるようにしなければならない。

(がん医療の水準の向上)

第10条 県は、がん患者がそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるように市町村及びがん診療連携拠点病院等その他の医療機関と連携するよう努めるとともに、先進的ながん医療の提供体制の整備並びにがんの予防及び治療を進めるための医療機関の連携体制の整備等がん医療の水準を高めるための施策を推進するよう努めるものとする。

(緩和ケアの推進)

第11条 県は、がん患者に対する緩和ケア(疾病による身体的な苦痛並びに精神的及び社会的な不安の軽減を主たる目的とする医療、看護その他の行為をいう。以下同じ。)の充実を図るための医療従事者の育成に努めるものとし、緩和ケアを治療の初期段階から提供することができる体制の整備を支援するものとする。

(在宅医療等の推進)

第12条 県は、医療関係団体、市町村等の協力を得ながら、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等が連携し、居宅においてがん患者がより快適な生活環境の中で、医療及び介護が受けられる体制の整備を支援するものとする。

(骨髄移植の促進)

第13条 県は、白血病等の血液がんに対し有効な治療法である骨髄移植を促進するため、保健医療関係者と連携して骨髄バンク事業の普及啓発等必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者等の支援)

第14条 県は、がん患者及びその家族又は遺族に対する相談体制を充実する等、がん患者等の支援に努めるものとする。

2 県は、がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体が行うがん患者の療養生活及びその家族の生活に対する活動の支援に努めるものとする。

(県民運動)

第15条 県は、保健医療関係者、民間企業等と幅広く連携し、がん対策に対する県民の理解及び関心を深めるための運動をすべての県民を対象として行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第8条及び第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

<資料4>

徳島県がん対策推進計画策定関連会議

1 開催状況

開催年月日	会 議 名
平成29年 6月16日	徳島県生活習慣病管理指導協議会
7月7日	がん登録部会 (第1回)
10日	子宮がん部会 (第1回)
11日	乳がん部会 (第1回)
21日	大腸がん部会 (第1回)
26日	胃がん部会 (第1回)
28日	肺がん部会 (第1回)
8月17日	肝がん部会 (第1回)
10月24日	徳島県健康対策審議会 (第1回)
11月9日	徳島県がん対策連絡会議 (第1回)
平成29年12月11日	徳島県健康対策審議会 (第2回)
19日	徳島県生活習慣病管理指導協議会
21日	がん登録部会 (第2回)
26日	肺がん部会 (第2回)
平成30年 1月 日	子宮がん部会 (第2回)
22日	乳がん部会 (第2回)
23日	肝がん部会 (第2回)
日	大腸がん部会 (第2回)
日	胃がん部会 (第2回)
2月 日	徳島県健康対策審議会 生活習慣病対策部会 (第1回)
	徳島県がん対策連絡会議 (第2回)
	徳島県健康対策審議会 (第3回)

2 各会議構成員

(1) 徳島県健康対策審議会

氏 名	所 属	役 職 名	備考
齋藤 義郎	徳島県医師会	会長	
今井 義禮	〃	常任理事	
山上 敦子	〃	常任理事	
斎藤 恵	〃	常任理事	
佐藤 修斎	徳島県歯科医師会	副会長	
柳沢 志津子	徳島県歯科医師会地域保健部外部委員兼徳島大学大学院	講師	
苛原 稔	徳島大学大学院医歯薬学研究部	教授(産科婦人科学)	
香美 祥二	〃	教授(小児医学)	
西岡 安彦	〃	教授(呼吸器・膠原病内科学)	
井本 逸勢	〃	教授(人類遺伝学分野)	
青田 桂子	徳島大学病院	講師	
渡川 明子	徳島県看護協会	専務理事	
船戸 豊子	徳島県助産師会	副会長	
高橋 保子	徳島県栄養士会	会長	
渡邊 美恵	美波保健所	所長	
生活習慣病対策部会			
齋藤 恵	徳島県医師会	常任理事	
佐藤 修斎	徳島県歯科医師会	副会長	
井本 逸勢	徳島大学大学院医歯薬学研究部	教授(人類遺伝学分野)	
渡川 明子	徳島県看護協会	専務理事	
高橋 保子	徳島県栄養士会	会長	
渡邊 美恵	美波保健所	所長	

(2) 徳島県がん対策連絡会議

氏 名	所 属	役 職 名	備 考
石倉 久嗣	徳島赤十字病院呼吸器外科	部長	
神山 有史	一般社団法人徳島県医師会	常任理事	
佐藤 修斎	一般社団法人徳島県歯科医師会	副会長	
渋谷 義久	がんフレンド	副代表	
高田 由可理	特定非営利活動法人AWAがん対策募金	理事	
高橋 保子	公益社団法人徳島県栄養士会	会長	
滝沢 宏光	徳島大学病院がん診療連携センター	センター長	
寺嶋 吉保	徳島県立中央病院臨床腫瘍科	部長	
渡川 明子	公益社団法人徳島県看護協会	専務理事	
豊田 健二	一般社団法人徳島市医師会	常任理事	
日野 直樹	徳島市民病院外科総括部長兼がんセンター	センター長	
宮城 慶	あけぼの徳島	代表	
吉田 卓弘	徳島大学病院食道・乳腺甲状腺外科	助教	
渡邊 美恵	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部副部長兼美波保健所	所長	

(3) 徳島県生活習慣病管理指導協議会

氏 名	所 属	役 職 名	備 考
胃がん部会			
青木 秀俊	徳島県立中央病院消化器内科	部長	
青木 利佳	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構	医長	
井本 佳孝	徳島県厚生農業協同組合連合会 吉野川医療センター消化器科	部長	
上野 淳二	徳島大学大学院医歯薬学研究部	教授	
戎谷 幸子	徳島県市町村保健師連絡協議会 海部支部（海陽町）		
岡部 達彦	一般社団法人徳島県医師会	常任理事	
岡村 誠介	一般社団法人徳島市医師会胃がん検診委員会	委員長	
沖津 宏	徳島赤十字病院第二外科	部長	
黒田 武志	外科主任医長兼内視鏡手術管理センター	副センター長	
斎藤 泰憲	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部副部長兼阿南保健所	所長	
澤 靖彦	鳴門市医師会員 沢内科胃腸科	院長	
高山 哲治	徳島大学病院消化器内科学	教授	
富永 俊彦	一般社団法人徳島県医師会	常任理事	
堀江 秀茂	徳島県厚生農業協同組合連合会 農村健康管理センター	センター長	
六車 直樹	徳島大学大学院医歯薬学研究部	准教授	
吉川 幸造	徳島大学病院消化器・移植外科	助教	
肺がん部会			
生島 仁史	徳島大学大学院医歯薬学研究部	教授	
石倉 久嗣	徳島赤十字病院呼吸器外科	部長	
柿内 聡司	徳島市民病院内科主任医長兼がんセンター	副センター長	
木下 成三	一般社団法人徳島県医師会	副会長	
久保 謙一郎	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構	医長	
近藤 和也	徳島大学大学院医歯薬学研究部	教授	
佐藤 純子	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部副部長兼美馬保健所	所長	
佐藤 享恵	徳島県市町村保健師連絡協議会 小松島・勝名支部（佐那河内村）		
住友 正幸	徳島県立三好病院	院長	
滝沢 宏光	徳島大学病院呼吸器外科科長兼がん診療連携センター	センター長	
軒原 浩	徳島大学病院臨床試験管理センター	特任講師	
葉久 貴司	徳島県立中央病院	副院長	
広瀬 敏幸	徳島県立中央病院医療局	次長	
堀内 宣昭	徳島県鳴門病院内視鏡センター長兼内科	部長	
堀江 秀茂	徳島県農村健康管理センター	センター長	
森 俊明	一般社団法人徳島県医師会	常任理事	
森河 由里子	徳島大学病院病理部	臨床検査技師	

氏 名	所 属	役 職 名	備 考
大腸がん部会			
岡久 稔也 鎌村 真子 倉立 真志 黒田 武志 後藤 麻里 佐藤 幸一 滝下 誠 富永 俊彦 東島 潤 中瀬 勝則 堀江 秀茂 八木 淑之 渡邊 美恵	徳島大学大学院医歯薬学研究部 公益財団法人とくしま未来健康づくり機構 徳島県立中央病院医療局外科 徳島市民病院外科主任医長兼内視鏡手術管理センター 徳島市町村保健師連絡協議会 鳴門支部（鳴門市） 徳島赤十字病院消化器科 阿南共栄病院内科 一般社団法人徳島県医師会 徳島大学病院消化器移植外科 徳島市医師会 徳島県農村健康管理センター 一般社団法人徳島県医師会 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部副部長兼美波保健所	教授 医長 部長 副センター長 部長 診療部長 常任理事 助教 常任理事 センター長 常任理事 所長	
乳がん部会			
上野 淳二 小笹 皓雍 川中 妙子 児玉 一郎 漆川 敬治 大頭 敏文 仙田 文恵 田中 隆 丹黒 章 中川 美砂子 中川 洋一 日野 直樹 廣瀬 千恵子 堀江 秀茂 森 俊明 吉岡 一夫	徳島大学大学院医歯薬学研究部 公益財団法人とくしま未来健康づくり機構 徳島赤十字病院外科 阿南市医師会会員 徳島県鳴門病院産婦人科 徳島県産婦人科医会 徳島市町村保健師連絡協議会 徳島支部（徳島市） 阿南中央病院外科 徳島大学病院食道・乳腺甲状腺外科 徳島大学病院食道・乳腺甲状腺外科 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部副部長兼三好保健所 徳島市民病院外科総括部長兼がんセンター 国立病院機構東徳島医療センター放射線科 農村健康管理センター 一般社団法人徳島県医師会 一般社団法人徳島県医師会	教授 医師(非常勤) 副部長 部長 理事 診療部長 教授 助教 所長 センター長 部長 センター長 常任理事 常任理事	
子宮がん部会			
猪野 博保 苛原 稔 逢坂 陽光 斎藤 恵 漆川 敬治 中山 孝善 西村 正人 春名 充 古本 博孝 前川 正彦 三谷 弘 森河 由里子 吉本 忠弘 渡邊 美恵	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構 徳島大学大学院医歯薬学研究部 徳島市町村保健師連絡協議会美馬支部（美馬市） 一般社団法人徳島県医師会 徳島県鳴門病院産婦人科 徳島県産婦人科医会（一般社団法人徳島県医師会常任理事） 徳島大学病院周産母子センター 徳島県産婦人科医会（一般社団法人徳島県医師会常任理事） 徳島市民病院 徳島県立中央病院 徳島県産婦人科医会 徳島大学病院病理部 徳島県産婦人科医会 南部総合県民局保健福祉環境部副部長兼美波保健所	診療部長 教授 常任理事 部長 顧問 講師 会長 副院長 副院長 顧問 臨床検査技師 副会長 所長	

氏 名	所 属	役 職 名	備 考
肝がん部会			
岡部 達彦	一般社団法人徳島県医師会	常任理事	
面家 敏宏	徳島県立中央病院医療局消化器内科	副部長	
近藤 宏	徳島肝炎の会	事務局長	
斎藤 泰憲	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部副部長兼阿南保健所	所長	
佐藤 幸一	徳島赤十字病院消化器科	部長	
柴田 啓志	徳島県立中央病院医療局消化器内科	部長	
島田 光生	徳島大学大学院医歯薬学研究部	教授	
玉木 克佳	大久保病院	副院長	
本田 浩仁	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構	専務理事	
三宅 秀則	徳島市民病院	院長	
がん登録部会			
有澤 孝吉	徳島大学大学院医歯薬学研究部	教授	
石倉 久嗣	徳島赤十字病院 呼吸外科・乳腺外科	部長	
大木元 繁	徳島県東部保健福祉局副局長 徳島保健所兼吉野川保健所	所長	
木下 成三	一般社団法人徳島県医師会	副会長	
工藤 英治	徳島県立中央病院 医療局病理診断科	部長	
近藤 和也	徳島大学大学院医歯薬学研究部	教授	
勢井 雅子	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構	医長	
藤原 晴夫	徳島県厚生農業協同組合連合会阿波病院	嘱託医	
三好 孝典	徳島市民病院外科	診療部長	
八木 淑之	一般社団法人徳島県医師会（県立中央病院副院長）	常任理事	

(4) 徳島県がん診療連携協議会

氏 名	所 属	役 職 名	備考
滝沢 宏光	徳島大学病院がん診療連携センター	センター長	
広瀬 敏幸	徳島県立中央病院がん診療支援センター	センター長	
石倉 久嗣	徳島赤十字病院呼吸器外科	部長	
日野 直樹	徳島市民病院外科総括部長兼がんセンター	センター長	
住友 正幸	徳島県立三好病院	病院長	
坂東 弘康	徳島県立海部病院	病院長	
林 秀樹	吉野川医療センター泌尿器科	部長	
漆川 敬治	徳島県鳴門病院産婦人科	部長	
田中 隆	阿南中央病院外科	診療部長	
吉田 禎宏	徳島県厚生農業協同組合連合会阿南共栄病院	副院長	
藤原 晴夫	阿波病院	元病院長	
木下 成三	徳島県医師会	副会長	
本田 浩仁	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構	センター長	
大木元 繁	徳島保健所	所長	
金山 博臣	診療連携部会	部会長	
寺嶋 吉保	緩和ケア部会・徳島緩和ケア研究会	部会長・代表	
金山 博臣	情報提供・相談支援部会	部会長	
勢井 啓介	NPO法人AWAがん対策募金	理事長	
木田 菊恵	社団法人徳島県看護協会	副会長	
鎌村 好孝	徳島県保健福祉部	次長	
有澤 孝吉	徳島県生活習慣病管理指導協議会がん登録部会	部会長	
高山 哲治	〃 胃がん部会	部会長	
苛原 稔	〃 子宮がん部会	部会長	
丹黒 章	〃 乳がん部会	部会長	
近藤 和也	〃 肺がん部会	部会長	
島田 光生	〃 肝がん部会	部会長	
岡久 稔也	〃 大腸がん部会	部会長	
山本 あけみ	徳島県介護支援専門員協会	理事	
笠原 信治	徳島県歯科医師会	常務理事	
水口 和生	徳島県薬剤師会	会長	

氏 名	所 属	役 職 名	備考
診療連携部会			
滝沢 宏光	徳島大学病院徳島県がん診療連携協議会	会長	
福森 知治	徳島大学病院がん診療連携センター	副センター長	
広瀬 敏幸	徳島県立中央病院がん診療支援センター	センター長	
石倉 久嗣	徳島赤十字病院呼吸器科	部長	
日野 直樹	徳島市民病院外科統括部長兼がんセンター	センター長	
住友 正幸	徳島県立三好病院	病院長	
坂東 弘康	徳島県立海部病院	院長	
林 秀樹	吉野川医療センター泌尿器科	部長	
漆川 敬治	徳島県鳴門病院産婦人科	部長	
田中 隆	阿南中央病院外科	診療部長	
吉田 禎宏	徳島県厚生農業協同組合連合会阿南共栄病院	副院長	
藤原 晴夫	阿波病院	元病院長	
木下 成三	徳島県医師会	副会長	
寺嶋 吉保	緩和ケア部会・徳島緩和ケア研究会	部会長・代表	
金山 博臣	情報提供・相談支援部会	部会長	
宮本 良之	NPO法人AWAがん対策募金	理事	
鎌村 好孝	徳島県保健福祉部	次長	
六車 直樹	徳島県生活習慣病管理指導協議会胃がん部会消化器内科	講師	
西村 正人	〃 子宮がん部会産婦人科	講師	
日野 直樹	〃 乳がん部会	副部会長	
住友 正幸	〃 肺がん部会		
	徳島県立三好病院	病院長	
居村 暁	〃 肝がん部会		
	地域外科診療部	特任教授	
岡久 稔也	〃 大腸がん部会	部会長	
中東 勢治	徳島県介護支援専門員協会	理事	
秋田 豊仁	徳島県歯科医師会	常任理事	
水口 和生	徳島県薬剤師会	会長	
情報提供・相談支援部会			
滝沢 宏光	徳島大学病院徳島県がん診療連携協議会	会長	
金山 博臣	徳島大学病院がん相談支援センター	センター長	
郡 利江	徳島県立中央病院	副院長	
後藤 哲也	徳島赤十字病院副病院長兼医療・がん相談支援センター	センター長	
渡辺 滋夫	徳島市民病院副病院長兼患者支援センター	センター長	
安藤 勤	徳島県立三好病院緩和ケア内科	部長	
坂東 弘康	徳島県立海部病院	院長	
林 秀樹	吉野川医療センター泌尿器科	部長	
漆川 敬治	徳島県鳴門病院産婦人科	部長	
片山 和久	阿南中央病院外科	医長	
正宗 克浩	徳島県厚生農業協同組合連合会阿南共栄病院	診療部長	
藤原 晴夫	阿波病院	元病院長	
森 俊明	徳島県医師会	常任理事	
宮上 和美	徳島保健所健康増進課	担当課長	
金山 博臣	診療連携部会	部会長	
寺嶋 吉保	緩和ケア部会・徳島緩和ケア研究会	部会長・代表	
金山 博臣	情報提供・相談支援部会	部会長	
川崎 陽二	NPO法人AWAがん対策募金	理事	
鎌村 好孝	徳島県保健福祉部	次長	
東條 喜代美	徳島県介護支援専門員協会主任介護支援専門委員会	委員	
山口 貴功	徳島県歯科医師会	理事	
中村 敏巳	徳島県薬剤師会	理事	

氏 名	所 属	役 職 名	備考
緩和ケア部会			
滝沢 宏光	徳島大学病院徳島県がん診療連携協議会	会長	
武知 浩和	徳島大学病院緩和ケア	専任医師	
井下 真利	徳島大学病院精神科	精神科医	
片岡 秀之	徳島県立中央病院総合診療科	医長	
佐藤 幸一	徳島赤十字病院消化器科	部長	
町田 美佳	徳島赤十字病院（がん看護専門看護師）	看護副部長	
多田 幸雄	徳島市民病院腫瘍精神科	主任医長	
安藤 勤	徳島県立三好病院緩和ケア内科	部長	
水田 和代	徳島県立海部病院	看護師長	
武田 恵美子	吉野川医療センター	看護師長	
山村 篤司郎	徳島県鳴門病院内科	部長	
片山 和久	阿南中央病院外科	医長	
答島 章公	徳島県厚生農業協同組合連合会阿南共栄病院内科	部長	
藤原 晴夫	阿波病院	元病院長	
豊田 健二	徳島県医師会がん対策推進委員会緩和ケア対策小委員会	委員	
八木 淑之	徳島県医師会	常任理事	
米川 孝宏	NPO法人AWAがん対策募金・日本オストミー協会徳島県支部	事務局長	
郡 利江	社団法人徳島県看護協会・徳島県立中央病院	副病院長	
鎌村 好孝	徳島県保健福祉部	次長	
福川 啓代	徳島県介護支援専門員協会運営委員会	委員	
東山 祐陽	徳島県歯科医師会	理事	
岩下 佳代	徳島県薬剤師会	理事	
荒瀬 友子	近藤内科病院緩和ケア病棟	病棟長	

＜資料5＞

用語の解説

インフォームド・コンセント

[Informed Consent] 説明を受けた上での同意。医師が患者に診療の目的と内容を十分に説明し、患者の同意を得て治療すること。

がん診療連携拠点病院

厚生労働大臣が定める指針に基づいて、地域におけるがん医療の連携の拠点として厚生労働大臣が指定する病院で、平成29年10月1日現在、都道府県がん診療連携拠点病院として徳島大学病院、地域がん診療連携拠点病院として県立中央病院、徳島赤十字病院及び徳島市民病院が指定されている。

地域がん診療病院

厚生労働大臣が定める指針に基づいて、拠点病院が整備されていなかった西部の地域において、隣接する2次医療圏の拠点病院である県立中央病院とのグループ指定による「地域がん診療病院」として厚生労働大臣から、県立三好病院が、平成29年10月1日現在指定されている。

※ 県条例では、がん診療連携拠点病院と地域がん診療病院を「がん診療連携拠点病院等」としているが、本計画では「拠点病院」としている。

地域がん診療連携推進病院

がん診療連携拠点病院に準ずる病院(※)として、徳島県が指定する、地域のがん医療の中核的な役割を担う病院で、平成29年10月1日現在、鳴門病院及び阿南共栄病院が指定されている。

※ 国が指定する「がん診療連携拠点病院」は、指定要件の診療実績として（「院内がん登録数500件以上」、「悪性腫瘍の手術件数400件以上」、「がんに係る化学療法のべ患者数1,000人以上」、「放射線治療のべ患者数200人以上」、「当該二次医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること」、また、医療施設として「放射線治療に関する機器の設置」、「外来化学療法室の設置」、「原則として集中治療室の設置」、「術中迅速病理診断実施可能な病理診断室の設置」に関する要件等を満たすことが必要。

一方、地域がん診療連携推進病院は、国の拠点病院の指定要件を参考に、県が設定する、地域において拠点病院に準ずる機能を発揮するために必要な要件（「年間入院がん患者数が400人以上」、「放射線治療機器未設置の場合は、他の医療機関から協力を得られる体制の整備」等を満たすことが必要。

がん登録

がん患者について、診断、治療およびその後の転帰に関する情報を収集し、保管、整理、解析を行う仕組み。

全国がん登録

日本国民に発生したすべてのがん患者を対象とするがん登録。がん登録推進法により、国内の全ての病院と県が指定する診療所において、がんと診断または治療等を行った場合、県へ届出なければならない。がん統計値（罹患数・率、受療状況、生存率）の整備を目的とする。

院内がん登録

医療施設におけるすべてのがん患者を対象とするがん登録。医療施設における診療支援とがん診療の機能評価を目的とする。

緩和ケア

生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より、痛み、身体的問題、心理社会的問題等に関して評価を行い、それが障害とならないように予防したり対処したりすることで、QOLを改善するための医療のあり方。

緩和ケア病棟

悪性腫瘍及び後天性免疫不全症候群（エイズ）の患者を対象に緩和ケアを提供する専門病棟。緩和

ケアに関する研修を受けた医師の配置や夜勤を含めた十分な看護体制等が厚生労働省の認可基準となっている。

QOL

「Quality of Life」の略（生活の質）生活は物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。

口腔管理

口腔の疾病予防、健康維持・増進、リハビリテーションにより、生活の質の向上を目指す総称。

在宅療養支援診療所

在宅医療の推進、普及を担う診療所で、24時間連絡を受ける医師または看護職員を配置し、24時間往診および訪問看護の提供が可能な体制を確保していること、在宅療養患者の緊急入院の受け入れ体制を確保していること等の要件を満たした診療所。

在宅療養支援病院

在宅医療の推進、普及を担う病院で、許可病床数が200床未満又は半径4km以内に診療所が存在せず、24時間連絡を受ける医師または看護職員を配置し、24時間往診および訪問看護の提供が可能な体制を確保していること、在宅療養患者の緊急入院の受け入れ体制を確保していること等の要件を満たした病院。

死亡率

人口に対する一定期間の死亡者数の割合。通常、人口10万人に対する年間の死亡者数で表現される。

年齢調整死亡率

年齢構成の異なる人口集団の間での死亡率や、特定の年齢層に偏在する死因別死亡率について、その年齢構成の差を取り除いて比較ができるように調整した死亡率。

集学的治療

手術・化学療法・放射線療法などを組み合わせて行う治療法。

終末期医療

回復の見込みのない末期状態の患者に対する医療。延命を目的とするものではなく、身体的苦痛や精神的苦痛を軽減することによってQOLを向上することに主眼が置かれ医療的措置に加え精神的側面を重視した総合的な措置がとられる。ターミナルケア。

セカンドオピニオン

診断や治療方法について、主治医以外の医師の意見を聞くこと。

地域連携クリティカルパス

地域内で各医療機関が共有する、各患者に対する治療開始から終了までの全体的な治療計画。

AYA世代

Adolescent and Young Adultの略で思春期、若年成人期の世代（15歳から40歳未満）。就学、就労、妊娠等の多様なニーズに応じた医療が必要となる。

DCO率

Death Certificate Notificationの略でがん罹患者中、死亡情報のみで登録された患者の割合である。登録精度を計る指標のひとつで、この値が小さいほど届け出の精度が高いと考えられる。

保健医療圏

都道府県が策定する医療計画において、適切な保健医療サービスを効率的に提供するために設定する圏域。

※徳島県の医療圏 … 徳島県保健医療計画（第7次）

○1次保健医療圏

日常生活に密着した保健医療サービスを受ける圏域（市町村）。

○1.5次保健医療圏

入院医療を含む身近な治療、療養、在宅医療等に対応し、地域特性に応じた保健医療サービスを提供（県内6圏域）。

○2次保健医療圏

原則として入院医療需要に対応する一体の区域として、比較的高度な診断治療を含む包括的な医療提供体制を整備（県内3圏域）。

1.5次～2次保健医療圏 ＜第7次＞

圏域名		構成市町村数	圏域人口	(割合)	圏域面積 (km ²)	(割合)	構成市町村名
2次	1.5次						
東部	東部Ⅰ	10 (2市7町1村)	448,507	59.35%	681.39	16.43%	徳島市 鳴門市 佐那河内村 石井町 神山町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
	東部Ⅱ	2 (2市)	78,668	10.41%	335.25	8.08%	吉野川市 阿波市
南部	南部Ⅰ	5 (2市3町)	127,022	16.81%	1,199.06	28.92%	小松島市 阿南市 勝浦町 上勝町 那賀町
	南部Ⅱ	3 (3町)	20,634	2.73%	525.07	12.66%	牟岐町 美波町 海陽町
西部	西部Ⅰ	2 (1市1町)	39,428	5.22%	561.98	13.55%	美馬市 つるぎ町
	西部Ⅱ	2 (1市1町)	41,474	5.49%	843.90	20.35%	三好市 東みよし町
合 計		24 (8市15町1村)	755,733		4146.65		

資料：平成27年国勢調査及び平成27年全国都道府県市区町村別面積調

○3次保健医療圏（医療法第30条の4第2項第11号に規定する区域）

専門的、特殊な保健医療サービスを供給するための圏域（県全域）。

